

○10 番（田山文雄君） 皆さん、おはようございます。また、傍聴の皆様には議会にお越しいただきまして、本当にありがとうございます。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。執行部の誠意ある答弁をよろしくお願いいたします。

まず、1 項目めの消費者センターの相談窓口についてをお伺いいたします。2009 年に消費者庁が消費者政策の司令塔として設置をされ、消費者安全法により、全ての地方自治体で消費者生活相談などを行うことが求められることになりました。

消費者政策の司令塔とは、全国で発生している消費者被害を一元的に収集し、分析した上で、関係省庁などにも、なすべき政策や法律の改正、新規立法などの働きかけを、提言を行うことであり、消費者庁が十分機能するためには、全国で発生している消費者事故等に関する問題の情報が常に収集できるためにも、この地方自治体の消費者生活相談窓口の役割が大きいと言えます。消費者生活相談は、自治体の住民に対する行政サービスとしての意味だけでなく、国全体の消費者政策を支える大切な役割も担っています。

これは、東京の消費者センターの相談案内のページにあった文言ですが、消費者センターでは、消費者が商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法、契約、品質、価格など、消費者と事業者間のトラブルに関して、専門的な知識と経験を持つ消費者生活相談員が、トラブル解決のための助言、あっせん、消費者が当事者として事業者と交渉する際の手助け、情報提供などを行っています。

また、その後半の部分ですが、初めて消費者生活センターに相談するとき、相談していい内容なのか、どう説明したらいいかと悩むこともあるでしょう。また、最近では、悪質商法の手口が多様化、巧妙化しているので、自分や家族がトラブルに巻き込まれていることにも気づきにくいこともあります。何か変だなと思ったら、一日でも早く消費生活センターへお電話くださいとありました。とてもこの内容は分かりやすく、相談しやすい、敷居が低いような感じがいたします。

茨城県では、令和 3 年度の消費者相談受付数は 2 万 1,923 件となっています。こういった様々なトラブルに巻き込まれた住民からの身近な相談に応えられるためにも、消費者相談窓口のさらなる充実が必要であると思いますが、当町の取組についてお伺いをいたします。

次に、2 項目めの男性用トイレにサニタリーボックスの設置についてお伺いをいたします。男性用トイレの個室にサニタリーボックス（汚物入れ）を設置する動きが、公共施設や商業施設、また各自治体で広がっています。埼玉県では、6 月までに、225 か所ある県有施設の男性トイレ、多目的トイレも含みますが、そこへの設置率が 100% を達成。埼玉県内の各自治体でも相次いで公共施設に置かれ始めています。

国立がん研究センターが 2018 年にまとめた統計によりますと、前立腺がんと診断された男性は約 9 万 2,000 人、膀胱がんが約 1 万 7,500 人に上り、これらのがんは手術後、頻尿や尿漏れの症状が起きやすくなる。このため、手術を受けた男性は、尿漏れパッドを着用することが多い。しかし、全国的には、公共施設などの男性トイレの個室には、サニタリーボックスの設置が進んでおらず、パッドを捨てる場所がないため、外出先から自宅まで、ビニー

ル袋などに入れて持ち帰らざるを得ない人が数多くいるのが現状です。

国連が掲げるSDGs、持続可能な開発目標には、トイレに関して、女性や女の子、弱い立場にある人が、どんなことを必要としているのかについて特に注意するという項目があります。トイレで困ることがあるというのは人権問題でもあります。捨てる箱を設けるのが当たり前になってほしいと思います。当町の取組についてお伺いをいたします。

以上、2項目、2点についての1回目の質問を終わります。

○議長（倉持 功君） 最初に、消費者センターの相談窓口についての質問に対する答弁を求めます。

秘書公室長。

〔秘書公室長 忍田 博君登壇〕

○秘書公室長（忍田 博君） 皆さん、改めましておはようございます。それでは、田山議員の1項目め、消費者センターの相談窓口についての、住民からの身近な相談に応えられるためにも、消費者相談窓口のさらなる充実が必要であると思うが、当町の取組についてのご質問にお答えいたします。

当町の昨年度の消費者相談件数につきましては、町役場での直接の相談が6件、茨城県消費生活センターへの相談が70件、合計で76件となっております。当町では、昨年度に引き続き、町参与であります弁護士の野田幹子先生を相談員として、6月までは毎月1回、第4木曜日を相談日として、対面による相談を実施してまいりました。また、7月からは、県とも調整を図り、従来実施しております野田先生の相談日である第4木曜日を除いた月曜日から金曜日まで、県生活相談員のリモートによる相談窓口を増設させていただいております。この増設により、実質的には役場閉庁日以外は毎日相談をいただける状況でございます。

さらに、今月からは、新たに毎月第2木曜日に、茨城県消費生活センターより相談員を派遣していただくことから、対面による相談日は月2回と拡充されます。この相談窓口の拡充によりまして、今後町民の皆様にも、より身近にご利用いただけるものと考えております。

今後も引き続き、消費者相談窓口の充実に向けて、必要な取組を検討し、調整してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 先ほど県のほうの相談員の派遣だったり、リモートで7月からですか、月曜から金曜まで行われているということでありました。ただ、これも県の支援というの、やはり境町が、相談窓口が少ないということで、今回このような対応をされているのだと思うのですが、茨城県内の市町村は、週5日から6日というところもありますが、大体5日ぐらいが週の平均かなと思うのです。

そういった中で、どうしても町の部分が、今まで設置が、窓口の回数が少なかったというのが現状でありまして、例えば先ほど、境町の場合、境町が6件、県の窓口で70件とあり

ました。この比率から言うと、境町は町で受けた相談の割合というのは7.9%で、県が92%なのです。ところが、県全体的に見ると、どちらかというと市町村で受けている割合のほうが、実は70%、80%になっています。

ということは、境町の場合は、どうしても月1とか月2回ということがあったので、やっぱり相談がしづらくて、どうしても県になるのですが、今後、県のほうとしても、町独自で、なるべく消費者生活の相談窓口を設置していただけるような方向に向かっていくための今回の支援なのかなというふうにも思うのですが、今後そういった部分では、職員の相談員としての育成といいますか、こういったことに対して町の考え方を伺いたいと思います。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

参事兼まちづくり推進課長。

○秘書室参事兼まちづくり推進課長（橋本健一君） 改めまして、おはようございます。ただいまの田山議員の再質問にお答えをさせていただきます。

県内市町村で申し上げますと、大体39がいわゆる週に4回以上という形で、消費者安全法に基づくセンターを設置しております。その他の残りについては、いわゆる週2回化ということで5つございます。特に境町の場合は、今月前までは月1回でしたので、境町と、あと隣の町さんだけが、いわゆるセンターを設置したり、回数を増やせよという形で県のほうから申入れがございました。

そうした中で、7月からは、いわゆる県のセンターのほうの協力を得まして、リモート相談という形を行いまして、また先ほども答弁にありましたように、9月からは、要するに相談員を1人派遣していただいて対応するような形になっております。となりますと、いわゆる毎日相談を受けられる体制というのはできております。

今後、4年度につきましては、取りあえずそれでやってみて、再度また検討していくような考えでおりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 質問といいますか、先ほど、今の体制を進めてみて、恐らく相談件数が多かったりとか、そういう中で、次年度検討しますよということだと思っておりますが、どうか、これは本当に県のほうでも言っているのですが、市町村の消費者相談体制の格差がちょっと問題だということもありまして、こういった部分をぜひ考慮に入れていただきたいというふうに思います。

また、これは質問というわけでもないのですが、成人年齢が引き下がったことで、やはりいろんな問題に対して相談をする、そういったことが今後もやっぱり増えてくると思うのです。そういった中では、20歳未満の人が相談を、本人ではなくて、本人以外の人が相談をするというケースが今、大分増えているというのが現状でありますので、どうかそういった消費者教育も含めて、やはり境町の住民の人が安心していけるような取組をお願いした

いと思います。

特にないでしょう。ないでしょうね。だから、様子を見てもらってもあれですけども、本当に次年度何とか、少しでも相談窓口ができるように検討していただきたいということを要望しまして質問を終わりたいと思います。

○議長（倉持 功君） これで消費者センター窓口についての質問を終わります。

次に、男性用トイレにサンタリーボックスの設置についての質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長 島根行雄君登壇〕

○総務部長（島根行雄君） 改めまして、おはようございます。それでは、田山議員さんの2項目め、男性用トイレにサンタリーボックスの設置についての、男性用トイレの個室に、サンタリーボックス（汚物入れ）を設置する動きが各地の自治体や商業施設で広がっているが、当町の取組についてとのご質問にお答えをいたします。

男性用トイレの個室のサンタリーボックスの設置状況につきましては、町内各施設を確認しましたところ、茨城県西南医療センター病院、社会福祉協議会、カスミ株式会社境大橋店、マスタ株式会社境店、コンビニなど、いずれの施設でも設置されていない状況でございます。同様に、各施設の利用者からサンタリーボックスの設置の要望があるかを確認したところ、現時点では、各施設ともに要望はいただいていないとのことでございました。また、町民の皆様からも、役場庁舎など公共施設の男性用トイレの個室に設置してほしい旨の要望は、現在のところいただいていない状況でございます。

ただし、議員さんのご指摘のとおり、病気や加齢により、尿漏れパッドやおむつを使用する人が、安心して外出していただけるよう、男性用トイレにサンタリーボックスを設置する動きが全国的に進んでいると伺っております。県内自治体の男性用トイレのサンタリーボックスの設置状況につきましては、水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、龍ヶ崎市、常総市、高萩市、牛久市、潮来市、那珂市、かすみがうら市、行方市、つくばみらい市、小美玉市の15市で設置が完了したと伺っております。設置を検討しているとした自治体は、笠間市、守谷市、常陸大宮市、神栖市、茨城町、大洗町、東海村の7市町村でございました。また、茨城県では8月8日に、県庁舎内の全ての男子用トイレ126か所の個室にサンタリーボックスの設置が完了したと伺っております。

当町といたしましては、きめ細かなサービス提供をするため、先行事例について調査を行うとともに、いきいきクラブ連合会など各種団体の皆様にご意見をいただきながら、必要な支援について確認をさせていただき、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 今アンケートとかという話もありましたけれども、当事者からす

ると、なかなか声は上げづらいというのが実はあって、そういう中で実は広がったというところがあるのです。ある程度やっぱり人が集まる場所とかには、これはやっぱり、せめて多目的トイレぐらいのところには、こういうのは置いてもいいのではないかなと僕は思うのです。

男性からすると、僕らは、やっぱりサニタリーボックスという、そのものが実はあまり知ってなくて、本当に僕も最近こういうのを知ったのですが、こういった設置については、ぜひ前向きにやってもらいたいなというふうに思うのですが、どうですか。今のお話だと、アンケートを取って、必要かどうか聞こうという話だと思うのですが。

○議長（倉持 功君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長，橋本正裕君。

○町長（橋本正裕君） それでは、田山議員さんのご質問にお答えします。

あと、先ほどの質問にちょっと戻りますけれども、消費生活相談員、見てみると、これは県西の町が全体的に低いようなので、どことは言わないですけれども、ゼロみたいなところもありますので。逆にこういう、3つで1人雇って、週に例えば2日ずつとかとやるだけでも、月に6回とかになるので、そういうことはできるのではないかなと思っているので、ちょっと近隣の町に声をかけて、一緒に拡充しないかというような、そんな話ではできないかなと思っているので、ちょっと担当課に指示をさせていただければと思っています。

あと、サニタリーボックスなのですけれども、できる、できないと言われるとできる。しかも、見てみると、多分安いものなので、ただ単純に設置をしてしまったという自治体が多いのではないかなと僕は思っていたのです。

どうせやるならば、先ほど調べたように、例えば西南医療センターにもないという話ですので、逆に例えば、先ほどもちょっと見たら、埼玉で女性の方が声を上げてくれたという話も見ましたし、今後そういった形で、そんなに費用のかかることではないので、増えていこうという中で、逆に地域を挙げてというか、そういう医療機関とか、そういったところにもでは設置しましょうとか、もっと共有の意識を持たないと。

自治体だけが、見てみると、熊本だとか埼玉の市だとか、あと茨城県だとか、安いから、すぐできるから、要望を受けて、ただつけたみたいなの、そんな感じが若干取れてしまうので、そんなことよりは、やっぱり前立腺肥大の手術をしたとか、膀胱がんの手術をしたとか、そうすると実は自分で尿の調節ができないのだとかというのを知ってもらうとともに、そういったものを最低限、先ほど言った多目的トイレとか、そういったところにありますよと。それも、ちゃんとそういうふうには書かないと、ごみも捨てられてしまうと、そういうふうにもなってしまうので、しっかりと、最低限うちの職員には、そういうことを知った上で設置をしてやっていくとか、そういったことが重要なのではないかなと思って、やらないという意味ではなく、今現状こうですよと。声が上げづらいという話もありましたけれども、現状はこうですよと。

だから、いろんなものを読むと、前立腺系のがんとか病気が増えてきていると、昔よりで

す。多分今後そういう声が増えていくだろうという下に多分つけているという話なので、その辺しっかり、医師会だとか、そういったところとも議会とも相談しながら、町全体として、例えばでは置く場合には補助を出すのか、物を提供するのか、僕らは分かりません。そういったことで、自治体だけがやるのではなくて、いいことであれば、広くやっていくという必要があるのではないかということで、多分全体を調べてくれて、今どこにもないですというような話だったと思うのです。

やっぱり最低限薬局さんなんか、そういうようなものを売っているわけですから、そういったところの多目的トイレにはあったほうがいいのではないかと、病院、それから公共施設の皆さんが使うような施設ですよ。そういったところも、ちょっと研究しながら設置をしていきたいというふうには思っていますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

なので、議会の中でもぜひ意識を共有とかしていただいて、こういうところにはあったほうがいいのではないかと、こういうのを要は自治体から積極的に声をかけたほうがいいのではないかと。

多分非常にサニタリーボックス自体は安い。あとは、その回収だとか、ではどうやってそこを捨てるのだとか、そっちが多分課題になってくるとは思うのですけれども、幸いに公共施設は掃除の方が委託で入っていますので、その方にお願いをすればできるということにもなりますので、その辺議会の皆さんと相談しながら進めていきたいというふうには思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（倉持 功君） ただいまの答弁に対して質問はございますか。

田山文雄君。

○10番（田山文雄君） 質問というか、最初の答弁だとちょっと、やらないのかなという雰囲気がありましたので、今の町長の答弁を聞いてちょっと安心いたしました。

確かにただ言われて、ぼんとあるだけではなくて、やっぱりそこにその意義というか、どうして必要なのだというのをみんなが知った上での、確かにそれも必要だなとも思いましたし、ぜひ設置を私としては一日でも早く、皆さんが情報を共有して、置けるようにしていただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

以上です。

○議長（倉持 功君） これで田山文雄君の一般質問を終わります。